再エネ主力電源化等に関する国の動き等

(1)総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会「中間取りまとめ」 (2020年2月)

〇再生可能エネルギーの「主力電源化」に向け、電源の特性に応じた支援制度を検討

1競 争 電 源: FIT制度からFIP制度への移行

2地域活用電源: 需給一体型活用を前提に基本的枠組み維持+レジリエンス向上

- 〇地域と共生した再エネ発電事業の形成
 - ・地域共生型再エネの導入促進:地域と共生している再エネ発電事業が積極的に評価されるような仕組みを検討すべき
 - ・条例等による地元対話の促進:条例策定等の地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有し、 地方自治体との連携を一層強化していくべき
- 〇再エネ主力時代の次世代電力ネットワーク
 - ・プッシュ型の系統形成と費用負担

賦課金方式を活用して、地域間連系線等の系統の増強にかかる費用を確保・交付すべき 地域間連系線の増強に伴って、一体的に発生する地内系統の増強についても、賦課金方式を活用すべき

- 分散型グリッドの推進
 - 一般送配電事業者から譲渡又は貸与された配電系統を維持・運用し、託送供給及び電力量調整供給を行う事業者を、<u>電気事業法で「配電</u>事業者」として位置づける方向性で検討

分散型エネルギーを束ねて供給力や調整力として活用するビジネス環境を整える観点から、<u>アグリゲーターを電気事業法上に位置づける</u> 規定を設ける方向性で検討

(2)強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(エネルギー供給強靱化法)

自然災害の頻発、中東等の国際エネルギー情勢の緊迫化、再生可能エネルギーの拡大等、電気供給を巡る環境変化を踏まえ、災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保するため、関係法令を一部改正する法律案を2020年2月25日閣議決定。(令和2年6月12日公布。)

【主な改正ポイント】

- 〇市場連動型の導入支援
 - ・FIT制度に加え、新たにFIP制度を創設(再エネ特措法)
- 〇送配電網の強靱化
 - ・<u>電力広域機関に</u>将来を見据えた広域系統整備計画(プッシュ型系統整備)策定義務を追加、<u>送配電事業者に既存設備の計画的な更新を</u> 義務化(電気事業法)
 - ・再エネの導入拡大に必要な地域間連携線等の送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度を創設(再エネ特措法)
- 〇災害に強い分散型電力システム
 - ・「配電事業者」、「特定卸供給事業(アグリゲーター)」を法律上位置づけ(電気事業法)